

別表第2（第7条関係）

(1) 基本指数表

保護者が児童の監護に欠ける事由				基本指数
就労		週に 5 日以上		1 0
		週に 4 日		9
		週に 3 日		8
		週に 2 日		7
疾病・障害	疾病	入院		1 0
		居宅内療養	精神性疾患又は感染性疾患	1 0
			その他	8
	障害	身体障害者手帳 1 級・ 2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級・ 2 級又は愛の手帳 1 度・ 2 度・ 3 度に相当する。		1 0
		身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級又は愛の手帳 4 度に相当する。		9
		身体障害者手帳 4 級に相当する。		8
看護・介護		居宅外		9
		居宅内		7
就学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定めのある学校又は公的な職業訓練校への就学に限る。）				8
求職活動（外出を要する求職活動であって当該外出が常態化していると認められるものに限る。）				7
保護者不在（死別・離婚・行方不明・拘禁・未婚・別居・単身赴任）				1 0
その他市長が特に必要と認めた事由				4 ～ 1 0

備考

保護者（入所申請児童の父及び母をいう。以下同じ。）のそれぞれについて基本指数表により指数を求め、合算して算出した数値を基本指数とする。

(2) 調整指数表

調整項目		調整指数
入所申請児童が入所を希望する年度において 在籍する学年	2 年生	－ 2
	3 年生	－ 3
入所申請児童（障害児）が入所を希望する年 度において在籍する学年	1 年生	＋ 2
	2 年生	＋ 4
	3 年生	＋ 5
	4 年生以上	＋ 2
入所希望年度の前年度の 9 月以前においてその世帯に属する学童クラブ費滞 納が 3 カ月分以上ある場合		－ 3
上記に掲げるもののほか、明らかに調整が必要と市長が認める場合		－ 3 ～＋ 3

備考

「障害児」とは、身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童、都立特別支援学校に在籍する児童及び特別支援学級に在籍する児童（普通学級に籍を置き、通級学級に通う児童は含まない。）をいう。

(3) 世帯指数が同位の場合の判定方法

判定順位	調整要件
1	1 週間あたりの監護に欠ける総時間数（小学校 1 年生が入所申請児童である保護者は午後 2 時以降、2 年生以上が入所申請児童である保護者は午後 4 時以降の監護に欠ける時間の合計時間数をいい、当該合計時間数の少ない保護者について算定する。）の多い児童
2	1 週間あたりの監護に欠ける総時間数（監護に欠ける時間の合計時間数をいい、当該合計時間数の少ない保護者について算定する。）の多い児童
3	保護者が不存在である世帯又はひとり親世帯に属する児童
4	学童クラブ必要利用日数の多い児童
5	学年が低い児童
6	その他市長が必要と認める要件